

令和2年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和2年11月30日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター講堂に招集した。

1. 令和2年11月30日(月)午後3時00分 開会
1. 令和2年11月30日(月)午後4時04分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1 番 富岡喜芳	2 番 鎌田 正	3 番 黒沢龍己	4 番 澁谷俊二
5 番 佐藤芳雄	6 番 橋村 誠	7 番 熊谷一夫	8 番 深沢義一
9 番 渡邊秀俊	10 番 佐藤文子	12 番 伊藤福章	13 番 橋本五郎
14 番 金谷道男	15 番 八柳良太郎	16 番 鈴木良勝	
計 15名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

11 番 阿部則比古	計 1名
------------	------

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己
副管理者兼事務局長 小松英昭 監査委員 坂本昇一 消防長 佐藤広樹
消防次長 渋谷徹 大曲消防署長 杉澤衛 主席参事兼角館消防署長 鈴木和広
消防本部総務課長 佐々木伸吾 事務局次長兼介護保険事務所長 山口誠
事務局次長兼管理課長 久米正 環境事業課長 宮本武二郎 環境事業課参事 山本博康
環境事業課参事 瀬川敬 介護保険事務所主幹 上田泰彦 管理課副主幹 藤田貴
管理課副主幹 奈良ルミ子 管理課主席主査 伊藤俊彦 管理課主席主査 鈴木貴将

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第18号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- (2) 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第21号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第22号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(6) 議案第 23 号 令和 2 年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(7) 議案第 24 号 令和元年度決算の認定について

議 長 (金谷道男君)

これより令和 2 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者 (老松博行君)

招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。

先ずもって、去る 9 月 16 日の臨時国会において、菅義偉氏が本県出身者として初めて内閣総理大臣に就任されましたことに、祝意を表したいと存じます。

菅総理大臣には、所信表明演説で述べられているとおり、当面の課題である新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動の両立、そして、地方の活性化にご尽力いただけるものをご期待を申し上げます。

また、今般執行された任期満了に伴う美郷町長選挙におきまして、松田知己氏が 5 期目の当選を果たされましたことに、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

松田町長には、構成市町の長の互選により、引き続き当組合の副管理者に就任していただいております。これまでと同様、広域行政に対しましてご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、救急車の出動遅延について申し上げます。

去る 11 月 18 日に発生した事案につきましては、原因や経緯等をすでにご報告させていただいておりますが、ご心配・ご迷惑をおかけした議員各位に対しまして、改めてお詫びを申し上げる次第であります。

本事案については、新聞等で報道されるなど、広域行政への信用・信頼に影響を及ぼしたことから、職員事故等審査委員会を開催し、関係職員を厳重注意処分とし、業務全体に一層の緊張感を持って臨むよう、改めて指示をしたところであります。

それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。

本日、令和 2 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、単行案 1 件、条例案 4 件、補正予算案 1 件、決算認定 1 件の合計 7 件であります。上程議案の内容は、人事院勧告に伴う期末手当支給割合の改定に係る条例案、令和元年度決算の認定などとなっておりますが、この後、提案理由を事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

国内では、8月中旬に第二波のピークに至った後、一旦収束に向かいかけたものの再び増加に転じ、現在は第三波が到来している状況にあります。

組合といたしましては、マスク着用、手指消毒及び透明パーテーション設置などの感染防止対策を、各所属又は施設の現状に応じて継続的に実施しているほか、首都圏等との往来につきましては、県が自粛を解除した10月以降も、家族を含めて不要不急の往来を避けるよう職員への要請を継続しており、県外業者の受入れにつきましても、その必要性を確認した上で慎重に対応することとしております。

なお、感染の疑いのある方の救急搬送につきましては、感染防止ガウンを着用するなどして対応してまいりましたが、結果的に現在まで感染者を搬送した事例は生じておりません。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、管理課関係についてであります。事務部局の採用試験につきましては、去る8月2日に1次試験、9月17日に2次試験を実施し、管理課又は介護保険事務所に勤務する上級職の最終合格者1名、補欠合格者2名、環境事業課に勤務する初級職の最終合格者1名、補欠合格者3名を10月16日に発表しております。

次に、休日救急医療連携事業の終了について申し上げます。

本事業につきましては、当組合と大曲仙北医師会、大曲厚生医療センター及び市立角館総合病院との協定により、休日における初期救急医療体制の整備を目的として、大曲厚生医療センターでは毎週日曜日、祝日及び年末年始に、市立角館総合病院では毎月第4日曜日にそれぞれ診療を行ってきたものであります。

今般、医師会と両病院が協議を重ねた結果、利用者数が減少傾向にあるほか、両病院が初期救急外来に対応できる体制が整ってきたことから、本事業の所期の目的を達成したと判断し、本年9月中旬、令和3年3月末をもって事業を終了したいとの申し出が当組合に寄せられたところであります。

組合といたしましては、本事業が県の補助事業であることから、所管する医務薬事課と協議を行い、特に支障はないとの見解をいただいたことから、この申し出を了承することとしたものであります。

本事業終了後は、両病院の救急外来が初期救急についても対応することとしていることから、利用者には不利益は生じないものであり、その旨を構成市町の広報等で周知するなど、混乱が生じないように対応してまいります。

なお、事業終了の手続きとして、組合規約の変更が必要となることから、構成2市1町の12月議会定例会において議決をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、斎場関係について申し上げます。

南部斎場及び北部斎場の改築等事業関係についてであります。去る10月5日に広域3斎場の視察研修を開催いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の折多数のご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

各斎場では、普段は目にすることがない火葬炉設備や排ガス処理設備までご覧いただき、両斎場の現状についてご確認いただけたものと存じます。

また、南部斎場につきましては、9月10日に現地建替えに係る住民説明会を開催しております。コロナ禍ということもあり、少人数での説明会となりましたが、事業に反対する意見はなく、むしろ斎場を中心に地域住民同士の良い関係が築かれているなど、現地建替えを歓迎する旨の発言があったところでもあります。

なお、南部斎場の改築事業につきましては、令和3年度に4カ年事業としてスタートすることから、現在、事業費を精査しているところであり、来年2月開催の議会定例会に関連予算案をお示しさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

始めに、令和7年度の供用開始を目途に事業を進めている新中央し尿処理センターの施設整備事業につきましては、本年度においては、基本計画の策定、生活環境影響調査及び地質調査を実施しております。

地元住民説明会につきましては、去る7月18日と19日に開催して事業実施の必要性、建設候補地及び今後のスケジュールなどについて説明しており、今後は、基本計画の内容がほぼまとまった段階で改めて説明の機会を設け、年度内には同意をいただきたいと考えております。

次に、北部廃棄物処理施設の長期包括運營業務委託につきましては、令和5年度の開始を予定しており、本年度においては、導入可能性調査を実施しております。現在、委託の対象となる北部施設と同じ処理方式の施工実績を有するプラントメーカーなど、6業者に対して意向調査を行っており、業者選定の参考となる総合的な評価が令和3年2月までに示される予定となっております。

この結果を基に、令和3年度と4年度の2カ年事業で業者選定支援業務をコンサルタント業者に委託し、長期包括運營業務の委託につなげる計画としております。

次に、圏域内の廃棄物の一括処理を目的として本年4月に立ち上げた廃棄物処理最適化推進委員会につきましては、去る10月23日に開催した第3回目の会議で「ごみの減量化や生活雑排水の適正処理」、「最終処分場の相互融通」などの項目別に課題を抽出・整理し、現在は、課題解決に向けた検討段階に進んでおります。

次に、中央ごみ処理センターの渋滞対策について申し上げます。

個人による一般ごみの持ち込みについては、引っ越しなどによりごみが一時的に多量に発生した場合を想定し、平成20年6月から平日に加え、基本的に毎月第1日曜日も受け入れてきたものでありますが、利便性の良さが浸透したことなどによりその数が増加し、現在、敷地入口付近に待機場所を設けて対応しているものの、持ち込み件数が増える春や秋の日曜日には、隣家付近まで市道に車が列をなす状況にあります。

組合といたしましては、この渋滞を解消するための早急な対策と併せ、本来の家庭系一般ごみの処理方法の周知や利用形態の見直しを含めたごみ減量化の抜本

的な対策が必要と認識しており、構成市町とともに検討してまいります。

なお、渋滞解消に直結するものではありませんが、対象となっていない圏域外からの搬入を防止するため、来年度から受付での本人確認を実施することとしております。

次に、消防関係について申し上げます。

本年度の各分署の改修工事等につきましては、南分署の外壁塗装工事、西仙北分署の駐車場整備工事及び東分署の法面整備工事が10月までに全て完了したほか、来年度に21名体制へ移行するための協和分署の増改築工事については、12月末に完了の予定となっております。

また、本年度の購入車両につきましては、大曲消防署の高規格救急自動車がすでに10月19日に納車され、その翌々日から運用を開始しているほか、中仙分署の消防ポンプ自動車CD-I型が12月15日、大曲消防署の水槽付消防ポンプ自動車が来年2月中、田沢湖分署のはしご付消防ポンプ自動車は来年3月中に納車される予定となっております。

次に、消防職員の採用試験につきましては、去る9月20日に1次試験、10月27日と28日に2次試験を実施し、最終合格者7名と補欠合格者4名を11月20日に発表しております。内訳は、最終合格者が上級消防1名、初級消防4名、初級救命2名、補欠合格者が初級消防3名、初級救命1名となっております。

次に、11月23日現在の火災等の発生状況についてであります。火災件数は37件で昨年より21件の減、救急件数は4,611件で435件の減、救助件数は74件で17件の減となったほか、山岳遭難件数については、9月には大仙市大沢郷、10月には仙北市西木町と大仙市太田町で発生するなど7件で、6件の減となっております。

なお、救急搬送事案のうち、熊による人身被害事案につきましては、5月に仙北市西木町桧木内と大仙市協和船岡、7月に仙北市田沢湖生保内、11月に秋田市河辺岩見の4件発生しており、5名が医療機関に搬送されております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

本年8月データによる管内の第1号被保険者数は48,290人、要介護認定者数は10,034人、サービス利用者数は8,557人、給付総額は約14億6,700万円となっており、前年同月との比較では、高齢者数は211人の増、認定者数は3人の減、サービス利用者数は13人の増で、給付額については約6,900万円、率にして4.93%の増となっております。

サービス別では、訪問介護が約1,000万円、短期入所生活介護が約1,700万円のいずれも増となっており、訪問介護は住宅型有料老人ホームの新規開設による利用増、短期入所生活介護は既存施設の利用増によるものであります。

次に、本年度策定予定の第8期介護保険事業計画についてであります。令和3年度から5年度までの3年間は対象となる本計画には、地域共生社会を実現するため、「健康寿命の延伸に向けた介護予防や地域づくり」、「共生・予防を両輪とする認知症施策」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」について盛り込むよう、国から方針が示されており、去る8月28日に開催した第1回目の計画

策定委員会において各委員が認識を共有したところであります。

今後は、特別養護老人ホームやグループホームなどの施設整備計画を固めるとともに、介護保険料額の算定に必要なとされる人口、認定者、給付費の推計を進め、施策の面では、介護給付適正化、介護予防・重度化防止に係る重点項目を構成市町と協議するなど、より精度の高い計画となるよう、策定作業を行ってまいります。

最後に、令和3年度当初予算について申し上げます。

構成市町においては、普通交付税の減やコロナ禍による税収の減などにより、今後も厳しい財政運営が続くものと推察されます。

現在、当組合では、構成市町から拠出していただく負担金といえども決して聖域ではないとの認識の下、事業実施の必要性、緊急性、効果などを熟慮しながら、編成作業を進めているところでありますが、作業に当たりましては、独断・専行に陥ることなく、構成市町とも意識を共有しながら実効性のある予算に仕上げるべく努力したいと考えております。

とりまとめた予算案につきましては、来年2月定例会にお諮りいたしますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

議 長 (金谷道男君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、11番阿部則比古君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において5番佐藤芳雄君、6番橋村誠君、7番熊谷一夫君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「令和2年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。

質問を許します。10番佐藤文子さん。

議 員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)
佐藤文子さん。

議 員 (佐藤文子君)

お時間を頂き、一般質問をさせていただきます。佐藤文子です。
まず、コロナ禍における介護保険事業についてお尋ねいたします。
新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからず、連日感染者数が増加して、第三波が日本中を襲っています。

感染拡大は、医療・福祉関係において、利用者、従事者、経営者ともに、大きな不安を抱える中感染防止策に手を尽くさなければならず、その影響は計り知れません。

秋田県社会保障推進協議会は、10月、秋田市の訪問看護、訪問介護、デイサービス・デイケア、ショートステイを運営する181の事業所を対象に、「新型コロナウイルス感染症対策についての緊急アンケートを実施しました。

その報告書によりますと、回答のあった104事業所のうち、25%の事業所でマスクや消毒液が不足していると訴えております。また、40社で収益が減少したと答えています。

事業別では、訪問看護が16社中4社が、訪問介護が22社中10社で、デイサービス・デイケアが26社中16社で、ショートステイ34社中10社で、それぞれ減収になったと答えています。

落ち込みの大きなデイサービス・デイケアでは、事業を休止したところも1社あったようであります。

こうした深刻な状況は、秋田市に限らず、当大曲仙北管内でも起こっているものと考えられますけれども、現状についてお伺いいたします。

一つは、訪問看護、訪問介護、デイサービス、デイケア、ショートステイについて、昨年同期と比較し、利用状況と減収を来した事業所数及び休業や一時休止した事業所についてお知らせいただきたいと思えます。

二つ目には、居宅介護サービス給付費、及び介護予防サービス給付費、及び介護予防・生活支援サービス事業委託料の支出額について、昨年同期との比較でお知らせいただきたいと思えます。

3番目には、第3波の感染拡大で、これまで以上に徹底した感染予防策が求められております。

既に多くの事業所が運営に大きな影響を受けている中、マスクや手袋、消毒液など衛生資材の不足を訴え、支給を求めていることから、支援が必要なのではと考えます。

これについては、構成市町の協力も得ながら、当組合の判断で実施可能と思えますので、ぜひご検討いただきたいと思えます。

質問の2番目に、来年から始まる第8期介護保険事業計画についてお尋ねいたします。

一つ目は、来年度から介護保険は第8期計画がスタートいたします。5月に実施した高齢者3000人に行ったアンケート調査や、この間新增設された介護施

設、給付費の動向、更には終息の見通しがつかない新型コロナ感染症拡大の影響等を踏まえ、準備が進められていることと思います。

詳細は来年2月に示されると思いますけれども、概ね、サービス需要や給付費の見込み、更には7期末での介護給付費等準備基金見込みは明らかになってきているのではないかと思いますので、お知らせいただきたいと思います。

二つ目に、こうしたことから、第8期介護保険料を是非とも引き下げるようお願いしたいと思います。

以上、ご検討をお願いいたします。

議長 (金谷道男君)

答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

所長。

所長 (山口誠君)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

始めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に第3波が拡大しており、秋田県では全国と比べ感染者が少ないとはいえ死亡者が出るなど、予断をゆるさない状況となっております。改めまして、亡くなられた方に対するご冥福と、感染し療養中の方々に対しては一日も早い回復をお祈りいたします。

また、当管内の介護施設でも発生がありましたが、感染が広がらなかったことについては、保健所を始め関係機関の的確なご指導のもと、該当施設が事後対策をしっかりと行ったことによるもので、そのご努力について敬意を表したいと思います。

さて、質問の一点目は、訪問介護やデイサービス等の施設の利用状況とコロナの影響により、休業や減収になっていないかについてであります。

月毎に変動はありますが、コロナが発生した3月から直近で把握している8月までの6カ月で昨年同期と介護給付費ベースで比べてみると、訪問看護につきましては、約169万円の増となっております。

同じく訪問介護は、約3,812万円の増、デイサービスは、約962万円の減、デイケア、いわゆる通所リハは、約516万円の減、ショートステイは、約2,317万円の増となっております。

以上のことから、介護給付費での比較となりますが、通所系サービスが減少し訪問系サービスが増加している状況となっております。

次に、事業所への影響につきましては、当管内で減収や経営悪化によって休業となった事業所はありませんが、デイサービスや通所リハなどの通所系サービスを提供する7事業所からは、大仙保健所管内で感染者が確認された時期に応じて、感染防止の観点から自主的に一時休業をしたとの報告を受けております。

次に、居宅サービス給付費、介護予防サービス給付費及び介護予防・生活支援サービス事業の昨年同期との比較についてであります。これも月毎の変動はあ

りますが、

要介護1から5の方が利用される居宅介護サービス給付費につきましては、3月から8月までの6カ月を比べると、令和2年度が約29億2,829万円であり、元年度が約28億6,170万円でしたので、約6,659万円増加しております。

要支援1と2の方が利用する、介護予防サービス給付費につきましては、令和2年度は約8,089万円であり、元年度が約8,102万円でしたので、約13万円減少しております。

事業対象者の方が利用する、介護予防・生活支援サービス事業につきましては、令和2年度は約1億3,794万円であり、元年度の約1億3,151万円と比較して約643万円増加しております。

次に、マスク・手指消毒液等衛生用品の事業所への支援についてであります。

マスクや手指消毒液などの衛生資材につきましては、コロナ感染が確認されてから、しばらくは入手しにくい状況が続いておりました。事業所には、マスクにつきましては、十分な量ではなかったと思いますが、国や県から3月と5月、8月と順次支給されたほか、大仙市でも備蓄していたマスク約5万枚を配付したと伺っております。

また、手指消毒液につきましても6月に国から、さらに7月には大仙市内の方から寄付があり、感染予防を呼びかけながら各事業所に配付したところであります。

これまで、事業所から当組合に対して喫緊に支援を求める声は出ておりませんが、今後圏域内の状況がさらに悪化し、再度衛生資材の入手が困難となった場合には、その支援策について県や構成市町と協議して参りたいと存じます。

質問の2点目は、来年度から始まる第8期に向けてのサービス需要や給付費の見込み、準備基金の見込みについてであります。

第8期の介護保険事業計画につきましては、現在、人口、要介護認定者数推計を基に、サービスの利用率、サービス単価などを加味し、3年間の給付費の見込みについて算定しているところであります。

始めに、議員の質問にあります第8期の給付費の見込みにつきましては、県を通じて国に報告している10月12日時点で、3年間の総額で約544億7,727万円となり、第7期の540億980万円から4億6,747万円、率にして0.867%の増で算定しております。なお、この額は今現在の数値であり、今後変動することをご承知おき願います。サービス需要につきましては、整備が進む施設サービスに加えて、在宅サービスでは特に訪問介護の伸びを見込んでおりますが明確な数値はまだ出ておりません。

次に、第7期末での介護給付費等準備基金の見込みであります。令和元年度決算時点で約16億4,010万円、これに今年度の繰越金に含まれる8,439万円を加え、令和2年度当初予算での取崩額約3億7,033万円を差し引いた13億5,416万円の残額を見込んでおります。給付状況、保険料納付状況によって今年度の取崩額が変わってきますが、給付額が予算額を下回って推移し

ておりますので、今年度の取崩は予算額を超えない見込みとなっております。

最後に、介護保険料の引き下げのご要望につきましては、給付費見込や施設整備計画が固まり次第、策定委員会における検討に入る予定であり、算定の基礎となるデータが揃っていない現時点での保険料の額につきましては、回答を控えさせていただきますと存じます。

議長 (金谷道男君)

10番再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい。

議長 (金谷道男君)

10番。

議員 (佐藤文子君)

来年度の介護保険事業計画と保険料の関係でもう一度伺いたします。

基金残高は13億5,416万円の見込みというふうなことのようですが、6期から7期にかけての基金額の比較として、7期に向けた保険料の引き上げは大体200円とか、高くはなかったわけですが、そうした状況から考えますと、控えさせていただいたという保険料については、引き下げが可能なのではないかなというふうに思いましたので、その点、確認の意味でもう一度お答えいただきたいと思っております。

議長 (金谷道男君)

再質問に対する答弁を求めます。山口介護保険事務所長。

所長 (山口誠君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

所長。

所長 (山口誠君)

再質問にお答えいたします。

第6期の基金の額は17億5,000万円でした。それで今回が13億5,000万円、約4億円程、基金の方減っている状態になっております。

その中で今後、これからいろいろ給付の方とか、あと介護保険料につきましては、所得段階別に金額が決まるものですから、どのような層が多いのかということによっても介護保険料の基準額の方も変わってくると思っておりますので、それを精査した上で2月までにはお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (金谷道男君)

10番、再々質問ありますか。

議員 (佐藤文子君)

圏域の人口減と同時に高齢者数も減少してきているという傾向がある中で、所得がだんだんだんだん下がってきているというふうなことも踏まえて、介護保険料、決して引き上げることがないように、再度お願いしたいと思いますし、4億

程の減少しているというふうな状況の中ですが、なんとか、引き下げの方向で検討いただければというふうに、構成市町の管理者さんも含めてお願いしたいと思
います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

(金谷道男君)

これにて、質問を終わります。

日程第5「議案第18号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

久米次長。

次 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(金谷道男君)

次長。

次 長

(久米正君)

議案第18号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」をご説明
申し上げます。議案説明資料の2ページをご覧ください。

一部事務組合の規約を変更する場合は、関係地方公共団体の議会の議決を経な
ければならないと、地方自治法第290条に規定されております。

本案につきましては、「能代市山本郡養護老人ホーム組合」が、構成している
能代市及び藤里町の脱退に伴い、令和3年4月1日から「三種・八峰養護老人ホ
ーム組合」に名称を変更することとなったため、総合事務組合の規約変更が必要
となり、総合事務組合の構成団体である当組合におきましても議会の議決が必要
となるものであります。

以上、議案第18号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承
認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長

(金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第19号」、日程第7「議案第20号」、日程第8「議案第2
1号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次 長

(久米正君)

議 長 はい、議長。
(金谷道男君)

次 長 次長。
(久米正君)

議案第19号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第20号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第21号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第19号をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、人事委員勧告に基づき、一般職の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、期末手当の年間支給月数を「2.6カ月」から「0.05カ月」引き下げて「2.55カ月」とするものであり、本年度は12月支給分を引き下げるにより対応するものであります。

また、令和3年度は、年間の支給月数に変更はないものの、期末手当の6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本改正は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものでありますが、令和3年6月以降の期末手当の支給割合の変更につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号をご説明申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

本案は、専任副管理者の期末手当の支給割合を改定するものであります。

当組合の専任副管理者の給与は、大仙市の常勤監査委員に合わせることでありますが、大仙市が期末手当の年間支給月数を3.4カ月から0.05カ月引き下げて3.35カ月としたため、当組合も引き下げを行うものであります。

また、令和3年度改定につきましては、一般職と同様、年間の支給月数に変更はないものの、6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本改正につきましても、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものでありますが、令和3年6月以降の期末手当の支給割合の変更に係る施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

次に、議案第21号をご説明申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

本案は、一般職に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

会計年度任用職員の給与については、人事院勧告に基づき決定される一般職の給与を基礎とすることにより、間接的に民間給与との均衡が図られるものとされております。

今般の一般職の改定に合わせ、期末手当の年間支給月数を、一般職と同様、「2.

6カ月」から「0.05カ月」引き下げて「2.55カ月」とするものであり、本年度は12月支給分を引き下げるにより対応するものであります。

また、令和3年度の改定及び施行日につきましても、一般職と同様の取扱いとするものであります。

以上、議案第19号から議案第21号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第22号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次長 (久米正君)

はい、議長。

議長 (金谷道男君)

次長。

次長 (久米正君)

議案22号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。議案説明資料の6ページをご覧ください。

人事院規則の一部改正が行われ、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職

員に対し、特殊勤務手当を支給する特例が設けられております。

本案は、この改正に準じ、職員が新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者への対応をした場合に特殊勤務手当を支給することとする特例規定を、附則に追加するものであります。

支給額につきましては、従事した日1日につき3,000円とし、直接体に接触し又は長時間に渡り接して行う場合においては4,000円とするものであります。

また、支給対象となる業務につきましては、消防職員による救助活動及びそれらの補助業務のほか、防護服を着用して実施しなければならない業務が発生した場合についても支給できるよう、規則に定めることといたします。

なお、適用日につきましては、秋田県条例に準じ令和2年2月1日とし、参考までに、11月23日時点での該当事例は15件、支給対象職員は延べ48名で、全て救急搬送事案となっております。

以上、議案第22号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長

(金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第23号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米次長。

次長

(久米正君)

はい、議長。

議長

(金谷道男君)

次長。

次長

(久米正君)

議案第23号「令和2年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」をご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ949万9千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ191億3,

150万9千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページ、議案説明資料は7ページとなります。

4款国庫支出金、9款繰越金は、それぞれ540万円、409万9千円の増額で、介護保険システム改修に係る財源として充当するものであります。

なお、国庫補助金につきしては、当初予算に計上していた介護保険システム改修費543万1千円に係る補助分を含む金額となっております。

続いて、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページをご覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費は、949万9千円の増額で、令和3年4月の介護保険制度改正に伴い、必要となる介護保険システム改修経費を予算措置するものであります。

以上、議案第23号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長 (金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第23号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第24号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

はい、議長。

議 長 (金谷道男君)

副管理者。

副管理者 (小松英昭君)

それでは、私の方からは、議案第24号令和元年度決算の認定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、本組合の一般会計と介護保険特別会計に係る令和元年度歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。決算の内容につきましては、お手元にお配りしております「歳入歳出決算書並びに附属書」のとおりでございますけれども、

去る9月24日に、当組合監査委員の審査をいただいたものでございます。その審査結果につきましては、別冊の審査意見書のとおりでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

説明は、議案の説明と同じく議案説明資料を用いて行いますので、恐れ入りますが、9ページの歳入歳出決算総括表をお開きいただきたいと存じます。

はじめに、上段の一般会計についてでございます。歳入は、予算現額55億6,130万1,840円に対しまして、収入済額が55億7,609万7,017円であります。予算現額との比較で1,479万5,177円の増となっております。

一方歳出でありますけれども、支出済額が55億927万1,645円で、執行率は99.1%となっているほか、不用額は5,203万195円で、歳入歳出差引額は6,682万5,372円となっております。

内訳であります。この資料に記載はございませんけれども、人件費が38.9%、物件費が32.7%、普通建設事業費が14.6%などとなっております。主な事業についてご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費は、財務会計システム元号改正対応業務委託が129万6千円、それから衛生費の斎場費であります。南部斎場と北部斎場の火葬炉設備等補修工事が275万4千円、中央廃棄物処理施設一般管理費は、公用車購入が約247万9千円、中央し尿処理センター運営費は、し尿処理センター建設に向けた循環型社会形成推進地域計画策定業務及び生活廃水処理基本計画作成業務委託が480万7千円、北部廃棄物処理施設一般管理費は、北部ごみ処理センター屋上の防水工事が約386万円、北部最終処分場運営費は、機器類等修繕工事が583万円、北部ごみ処理センター運営費は、機器修繕が約7,544万円、受変電設備高圧機器更新工事が4,565万円、非常用発電機用蓄電池更新工事が126万5千円、非常用発電機冷却水系統修繕工事が同額の126万5千円、北部し尿処理センター運営費は、機器修繕が約4,908万円となっております。

次に消防費であります。施設整備費は、西仙北分署の増改築事業が3,513万4千円、南分署の屋根防水改修事業が972万円、中仙分署の屋根葺替工事が約397万4千円、西木分署の屋根、サイレン塔塗装工事が264万6千円、大曲消防署配備のはしご付消防ポンプ自動車、西木分署消防ポンプ自動車、田沢湖分署高規格救急自動車購入がそれぞれ2億4,310万円、3,894万円、3,476万円となっております。

平成28年度から31年度までの継続費を設定いたしまして、最終年度を迎えた消防本部・大曲消防署新庁舎建設事業費が、約4億4,259万3千円となっております。

恐れ入ります、9ページの総括表にお戻り願います。

総括表中段の、介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額185億9,711万4千円に対しまして、収入済額が187億4,779万4,869円であり、予算現額との比較で1億5,068万869円の増となっております。これは、国からの介護給付費負担金と調整交付金等が見込額を上回ったことによる

ものであります。また、不納欠損額が2,019万171円で、全額が介護保険料に係るもの。収入未済額が4,691万4,186円となっており、前年度と比較いたしますと、不納欠損額は約30万2千円、収入未済額につきましても約505万9千円の、いずれも減となっております。

歳出であります。支出済額は184億1,116万1,942円で、執行率99.0%、不用額は1億8,595万2,058円であります。歳入歳出差引額は3億3,663万2,927円となっております。

内訳は、この資料に記載はございませんけれども、保険給付費が全体の約92.4%を占めているほか、介護保険事務所職員の人件費や介護認定に要する経費、介護予防等を実施する地域支援事業費、介護給付費や地域支援事業費に係る国・県支出金、支払基金交付金の平成30年度分精算償還金などが主なものとなっております。

また、事業ベースでは次の10ページの最下段に記載しておりますけれども、消費増税、改元及び番号制対応に伴う介護保険システムの改修を、総額約718万9千円で国の補助事業として実施をいたしております。

なお、歳入歳出差引額が3億3,663万2,927円となっておりますが、この中には、保険給付費、地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金約2億1,800万円や、第1号被保険者保険料が約8,400万円この中に含まれておまして、それらを除いた実質的な繰越額は約3,200万円となるものでございます。

各会計を合算した総額であります。9ページの表の下段に記載のとおり、収入済額が243億2,389万1,886円、支出済額が239億2,043万3,587円で、収入済額に対する支出済額の割合は98.3%、歳入歳出差引額は4億345万8,299円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。上段の表の公債費の状況であります。表中の②のところであります。ここは解散した大仙美郷環境事業組合からの債務引受が6億3,716万9,795円、それから令和元年度中の元利償還金額は、清掃分が1億6,717万5,961円、消防分が2,797万5,674円の合わせて1億9,515万1,635円、決算年度末の未償還元金は、清掃分が4億7,840万3,307円、消防分が3,261万7,691円の合わせて5億1,102万998円あります。

次に、下段の財政調整基金内訳をご覧ください。

前年度末現在高、これは平成30年度末の残高ということになりますが、これは1億4,496万4,128円、決算年度中、令和元年度中の取崩額が5,500万円、積立額が9,403万5千円で、決算年度末の現在高は1億8,399万9,128円あります。なお、資料に記載はありませんけれども、令和2年度当初予算に7,500万円の取り崩し額を計上していることから、これを差し引きました今現在の残額は、約1億900万円となっております。

次の12ページから14ページであります。これは不用額の内訳の記載であ

ります。

13ページ中程に記載の一般会計5,203万195円と次の14ページ下段に記載の介護保険特別会計1億8,595万2,058円を合わせた不用額の合計は、2億3,798万2,253円であり、歳出予算総額の約1.0%となります。

主な内訳であります。一般会計では、12ページに記載がありますが、衛生費が約3,500万円、13ページ上段の記載となりますが、消防費が約1,400万円であります。また、その下から次の14ページにかけての記載となりますが、介護保険特別会計では保険給付費が約1億4,800万円、地域支援事業費が約2,700万円となっております。

不用額の主な要因であります。一般会計においては、衛生費において、北部最終処分場等の工事請負費に不用額が生じたこと、消防費におきましては、天皇誕生日に対応する休日勤務手当が不用となったこと。暖冬により各施設において除排雪及び暖房経費が節約できたこと。介護保険特別会計におきましては、保険給付実績や、地域支援事業の構成市町への委託事業実績が見込みに達しなかったこと、さらに各会計におきまして、物件費等について節減を図ったことなどによるものであります。

以上、議案第24号「令和元年度決算の認定について」を、端折って申し訳ありませんでしたけれども、ご説明申し上げました。昨年度から廃棄物処理の広域化に伴いまして、大仙美郷環境事業組合及び仙北市の廃棄物処理事業が当組合に一本化されました。監査委員の意見にもございますとおり、圏民にとって必要不可欠な生活インフラである廃棄物処理施設の効率的な運営がなされるよう、今後とも努めてまいります。また、介護保険におきましては、来年度から第8期事業計画が始まります。今後も構成市町の地域バランスに配慮しながら、地域住民の福祉増進に努めてまいりますので、議員各位のさらなるご指導ご協力をお願いするとともに、本案につきましては、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

(金谷道男君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第24号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。
これにて、令和2年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。